

# 公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和 7年 5月26日

経理責任者  
独立行政法人国立病院機構  
東近江総合医療センター 院長 野崎 和彦

## 1 競争に付する事項

### (1) 件名

独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター  
病院情報システム更新等に係るコンサルティング業務委託契約

### (2) 内容

競争説明書及び仕様書による

### (3) 契約（履行）期間

令和 7年 7月 1日～令和 9年 8月31日（26ヶ月）

※当院の事情により業務停止期間が発生する場合があるが、その期間は履行月数には含まない。本部の同意が得られない場合も考えられる。

### (4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター

## 2 競争に参加する者の必要資格等に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人 国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

① 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

② 不正及び不誠実な行為がないこと。

③ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C及びD等級に格付けされ近畿地域の競争契約の参加資格を有する者であること。

(3) 受注者は、過去5年間に於いて、国・地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人の医療機関（許可病床300床以上）における病院情報システムの調達支援を含む業務において受託実績を有すること。

(4) 受注者は、本業務を行うに当たって、業務責任者を配置すること。業務責任者は、国・地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人の医療機関（許可病床300床以上）における病院情報システムの調達支援を含む業務においてプロ

プロジェクト管理を1件以上実施した経験のあるものを配置すること。業務責任者を受注者より配置することとし、再委託先とすることは認めない。

### 3 企画書及び見積書の提出場所等

- (1) 競争説明書等の交付場所、企画書及び見積書の提出場所及び問い合わせ先  
〒527-8505  
滋賀県東近江市五智町255番地  
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター  
企画課業務班  
TEL 0748-22-3030 内線4812
- (2) 競争説明書の交付期間  
公告日から令和 7年 6月10日(火) 12時00分まで(土・日・祝を除く)の間交付する。
- (3) 企画書の提出期限  
令和 7年 6月13日(金) 12時00分
- (4) プレゼンテーションの開催日時及び場所  
令和 7年 6月17日(火) 14時30分 きらめきホール
- (5) 見積書の提出期限及び開札の日時及び場所  
令和 7年 6月20日(金) 10時00分 きらめきホール
- (6) 企画書及び見積書の提出方法  
持参又は郵送(郵送の場合は提出期限までに必着のこと。)
- (7) その他  
提出された企画書及び見積書は返却しない。

### 4 落札者の決定方法

#### ・総合評価落札方式・除算方式とする

当院が決定する予定価格の範囲内で、かつ企画提案書の内容については、参加業者によるプレゼンテーションを実施し、評価者による総合評価方式により企画内容の評価を行ったうえで点数化し、当該合計点数を当該入札者の見積価格で除して得た数値(総合評価値)の高い順に交渉権を付す。

ただし、①見積した価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、②契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、次順位の交渉権者を第一交渉権者とすることがある。

### 5 その他必要な事項

- (1) 競争及び契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金等  
免除
- (3) 参加者に要求される事項  
この競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する

書類として、競争説明書に定める企画書等を指定する期日までに提出しなければならない。参加者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した企画書及び見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(7) 詳細は、仕様書及び競争説明書による。